

○藤沢市観光振興事業補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日

最終改正 令和4年7月1日

(趣旨)

第1条 市長は、観光振興による地域の活性化を図るため、観光振興事業に要する額の一部に対し、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、観光振興事業とは、市内の観光資源を活用し、本市観光振興に寄与する事業をいう。

(補助の対象事業等)

第3条 この要綱において、補助金の交付の対象とする事業及び補助対象経費は別表のとおりとし、毎年度予算の範囲内において、市長が定める額とする。

2 前項のうち、藤沢市Ma a S基盤強化事業における補助対象経費の詳細は、補助対象事業者の公募にあたり定める要領等により、募集及び選定された開発・運営費とする。

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市観光振興事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画説明書

(2) 収支予算書(第2号様式)

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金額を決定し、藤沢市観光振興事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

2 補助対象事業のうち、藤沢市Ma a S基盤強化事業については、補助対象経費に対する4分の3を補助上限とし、かつ、予算の範囲内において、補助金額を決定するものとする。

(事業の計画変更)

第6条 前条第1項の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市観光振興事業計画変更承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市観光振興事業計画変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金の交付時期は、当該事業の完了後とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、事業又は行事等完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(事業完了届兼事業実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、速やかに藤沢市観光振興事業事業完了届兼事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了後1月以内に市長に提

出しなければならない。

- (1) 当該事業の成果を記載した書類
- (2) 収支決算書(第7号様式)
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(備付帳簿)

第9条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市観光振興事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表 (第3条関係)

補助事業	補助対象経費
全日本ライフセービング選手権大会	事業運営費
地域観光振興事業	事業運営費
新春藤沢・江の島歴史散歩事業	事業運営費
外国人誘客促進事業	事業運営費
藤沢市宿泊促進補助事業	事業運営費
藤沢市Maas基盤強化事業	開発・運営費

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。